

豊中市国民健康保険料減免に関する条例及び規則の取り扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号。以下「条例」という。）第23条及び豊中市国民健康保険条例施行規則（昭和39年豊中市規則第17号。以下「規則」という。）第13条に規定する国民健康保険料の減免を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(減免適用の基準)

第2条 条例第16条第1項各号の保険料の減額に該当している場合には、原則として減免を適用しないものとする。ただし、当該年度中における保険料の負担能力から判断して支払い困難であると認められる場合は、条例第16条第1項第1号の保険料の減額を超えない範囲で減免を適用することとする。なお、規則第13条第1項第1号及び第5号に該当する場合はこの限りでない。

(減免の適用開始月)

第3条 年度途中に減免を適用すべき事象が発生した場合は、当該事実発生日の属する月から減免を適用するものとする。

(災害による減免)

第4条 規則第13条第1項第1号の「災害」とは、震災、風水害、火災、ガス爆発等をいうものとする。

2 規則第13条第1項第1号の「資産」とは、居住する家屋をいうものとし、別荘や店舗、その他は含まないものとする。

3 損害の程度については、官公庁の発行する罹災証明により判定することとし、基本的な判定基準は以下のとおりとする。

(1) 「全壊」「全流失」「全焼」「火災による全損」の場合

規則第13条第1項第1号アを適用する。

(2) 「大規模半壊」「半壊」「半流失」「床上浸水」「半焼」「火災による半損」の場合

規則第13条第1項第1号イを適用する。

4 減免期間は、事実発生日より1年間とし、当該期間中に年度が替わった場合は再度申請を受けるものとする。

(貧困により扶助を受けている場合の減免)

第5条 規則第13条第1項第2号の「公私の扶助を受けている」とは、以下の場合をいうものとする。

(1) 「児童扶養手当」「就学援助」を受給している場合

(2) 生計を一にしていない親族及び第三者から生活援助を受けている場合

2 規則第13条第1項第2号ア、イの「世帯全員の収入見込額」とは、国民健康保険被保険者以

外を含む世帯全員の収入見込額の合計をいうものとする。

- 3 規則第 13 条第 1 項第 2 号アの「市長が別に定める基準額」を下記のとおり定める。

基準額 = ((A) + (B) + (C) + (D)) × 1.2 【千円未満切上げ】

(A) = 居宅基準 1 類の基準額の平均額 × 世帯員数

(B) = 居宅基準 2 類の世帯人員ごとの基準額

(C) = 居宅基準 2 類の世帯人員別冬季加算 × 5 ヶ月 / 12 ヶ月 【円未満切上げ】

(D) = 住宅扶助基準 (1・2 級地) の区分ごとの家賃・地代の額

なお、居宅基準 1 類・2 類及び住宅扶助基準 (1・2 級地) は、いずれも「生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」による。

- 4 前項において居宅が借家または借地でない場合は、(D) の住宅扶助基準額は加算しない。

- 5 第 3 項及び前項における居宅基準 1 類・2 類及び住宅扶助基準 (1・2 級地) については、条例第 13 条の保険料の賦課期日における「生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」によるものとする。

- 6 年度途中に第 1 項各号の規定から外れることとなった場合は、当該事実終了日の属する月の前月 (当該事実終了日が月末の場合は当月) までを減免対象の期間とする。

(失業又は廃業等による減免)

第 6 条 規則第 13 条第 1 項第 4 号の「失業又は廃業等」とは、失業又は廃業のほか、退職、転職、雇用形態の変更、給料の削減、営業不振等をいうものとする。

- 2 収入見込額の減少は、次により判断するものとする。

(1) 失業又は廃業のほか、退職、転職、雇用形態の変更、給料の削減による収入見込額の減少については、保険料の算定基礎となる年中の世帯における平均収入月額と当該事実発生以降の世帯における収入月額の見込を比較するものとする。

(2) 営業不振等による収入見込額の減少については、保険料の算定基礎となる世帯における年間所得 (条例第 16 条第 1 項第 1 号に規定する合計金額をいう。) とその翌年の世帯における年間所得見込額を比較するものとする。

ただし、減免申請時に必要経費等を差し引いた所得換算後の金額による比較が困難な場合については、保険料の算定基礎となる年間の収入額 (売上額等) とその翌年の年間収入見込額 (売上見込額等) を比較するものとする。

- 3 減免適用開始月以降に前項第 1 号に規定する収入見込額の減少事実から外れることとなった場合には、当該事実終了日の属する月の前月 (当該事実終了日が月末の場合は当月) までを減免対象の期間とする。

- 4 条例第 23 条の 3 に規定された特例対象被保険者等の届出がなされており、非自発的失業に係る保険料の軽減措置が適用されている場合については、その軽減措置適用後においてもなお保険料の納付が著しく困難であると認められる場合に限り規則第 13 条第 1 項第 4 号の減免を適用するものとする。

(「収入状況報告書」の提出)

第7条 規則第13条第1項第2号及び第4号の減免の申請にあたっては、「収入状況報告書」の提出を受けるものとする。

(母子・父子世帯の減免)

第8条 規則第13条第1項第5号アの減免の対象となる「母又は父」とは、当該母親又は父親が国民健康保険上の世帯主である場合とする。ただし、両親が死亡又は行方不明等で、他からの仕送り等も無く、国民健康保険上の世帯主である祖父母が孫を養育している場合なども適用対象とする。

- 2 規則第13条第1項第5号アに規定する20歳に満たない子が国民健康保険の被保険者である場合にのみ適用する。
- 3 年度途中で養育している子が20歳に到達する場合は、子の誕生日の属する月の前月までを減免対象の期間とする。
- 4 年度途中で第1項若しくは第2項の規定から外れることとなった場合は、当該事実終了日の属する月の前月（当該事実終了日が月末の場合は当月）までを減免対象の期間とする。

(障害者・難病患者等のいる世帯の減免)

第9条 国民健康保険の被保険者が、規則第13条第1項第5号イ又はウに該当する場合にのみ適用するものとする。

- 2 年度途中で前項の規定から外れることとなった場合は、当該事実終了日の属する月の前月（当該事実終了日が月末の場合は当月）までを減免対象の期間とする。

(特別の事情のある者の減免)

第10条 規則第13条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないものの、規則第13条第1項第1号から第5号までに準じる事由がある場合において、生活が困難であり、その利用しうる資産等を活用してもなお納付が著しく困難であると認められる場合は、規則第13条第1項第6号により減免をおこなうものとする。

(虚偽の減免申請について)

第11条 条例第23条及び規則第13条の規定により申請された減免について、減免適用後に減免理由等に関する明らかな虚偽が発見された場合は、当該減免を取り消すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付厚生労働省事務連絡）の基準に基づくものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度における基準額の算定は、第 5 条第 3 項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 12 \quad \text{【千円未満切上げ】}$$

$$(A) = (\text{居宅基準 1 類の基準額①の平均額} \times 1/3 + \text{居宅基準 1 類の基準額②の平均額} \times 2/3) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = \text{居宅基準 2 類の世帯人員ごとの基準額①} \times 1/3 + \text{居宅基準 2 類の世帯人員ごとの基準額②} \times 2/3 \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{居宅基準 2 類の世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準 (1・2 級地) の区分ごとの家賃・地代の額}$$

3 前項の例により算定した基準額が、平成 25 年度における基準額未満となる場合は、平成 25 年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度における基準額の算定は、第 5 条第 3 項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 12 \quad \text{【千円未満切上げ】}$$

$$(A) = (\text{居宅基準 1 類の基準額①の平均額} \times 0/3 + \text{居宅基準 1 類の基準額②の平均額} \times 3/3) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = \text{居宅基準 2 類の世帯人員ごとの基準額①} \times 0/3 + \text{居宅基準 2 類の世帯人員ごとの基準額②} \times 3/3 \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{居宅基準 2 類の世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準 (1・2 級地) の区分ごとの家賃・地代の額}$$

3 前項の例により算定した基準額が、平成 25 年度における基準額未満となる場合は、平成 25 年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度における基準額の算定は、第 5 条第 3 項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 12 \quad \text{【千円未満切上げ】}$$

$$(A) = \left(\text{居宅基準1類の基準額①の平均額} \times 0/3 + \text{居宅基準1類の基準額②の平均額} \times 3/3 \right) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額①} \times 0/3 + \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額②} \times 3/3 \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{居宅基準2類の世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準(1・2級地)の区分ごとの家賃・地代の額}$$

3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = \left((A) + (B) + (C) + (D) \right) \times 12 \text{【千円未満切上げ】}$$

$$(A) = \left(\text{居宅基準1類の基準額①の平均額} \times 0/3 + \text{居宅基準1類の基準額②の平均額} \times 3/3 \right) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額①} \times 0/3 + \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額②} \times 3/3 \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{居宅基準2類の世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準(1・2級地)の区分ごとの家賃・地代の額}$$

3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = \left((A) + (B) + (C) + (D) \right) \times 12 \text{【千円未満切上げ】}$$

$$(A) = \left(\text{居宅基準1類の基準額①の平均額} \times 0/3 + \text{居宅基準1類の基準額②の平均額} \times 3/3 \right) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額①} \times 0/3 + \text{居宅基準2類の世帯人員ごとの基準額②} \times 3/3 \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{居宅基準2類の世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準(1・2級地)の区分ごとの家賃・地代の額}$$

3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

基準額 = ((A) + (B) + (C) + (D)) × 12 【千円未満切上げ】

(A) = (生活扶助基準 (第1類) の基準額①の平均額 × 0/3 +
生活扶助基準 (第1類) の基準額②の平均額 × 2/3 +
(生活扶助基準 (第1類) の基準額③の平均額 +
世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額 × 1/3))
【円未満切上げ】 × 世帯員数

(B) = 生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額① × 0/3 +
生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額② × 2/3 +
(生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額① × 0.855と
生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額③を比較していずれか高い方の
基準額 + 世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額) × 1/3
【円未満切上げ】

(C) = 世帯人員別冬季加算 × 5ヶ月 / 12ヶ月 【円未満切上げ】

(D) = 住宅扶助基準 (1・2級地) の区分ごとの家賃・地代の額

3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未滿となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

基準額 = ((A) + (B) + (C) + (D)) × 12 【千円未満切上げ】

(A) = (生活扶助基準 (第1類) の基準額①の平均額 × 0/3 +
生活扶助基準 (第1類) の基準額②の平均額 × 1/3 +
(生活扶助基準 (第1類) の基準額③の平均額 +
世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額 × 2/3))
【円未満切上げ】 × 世帯員数

(B) = 生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額① × 0/3 +
生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額② × 1/3 +
(生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額① × 0.855と
生活扶助基準 (第2類) の世帯人員ごとの基準額③を比較していずれか高い方の
基準額 + 世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額) × 2/3
【円未満切上げ】

(C) = 世帯人員別冬季加算 × 5ヶ月 / 12ヶ月 【円未満切上げ】

(D) = 住宅扶助基準 (1・2級地) の区分ごとの家賃・地代の額

3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未滿となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 1.2$$

【千円未満切上げ】

$$(A) = (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額①の平均額} \times 0 / 3 \\ + \text{生活扶助基準（第1類）の基準額②の平均額} \times 3 / 3 \\ + (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額③の平均額} \times 0 / 3 \\ + \text{世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額} \times 3 / 3) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = (\text{生活扶助基準（第2類）の世帯人員ごとの基準額①} \times 0.855 \text{と生活扶助基準（第2類）} \\ \text{の世帯人員ごとの基準額②を比較していずれか高い方の基準額} + \text{世帯人数ごとの生活扶助} \\ \text{本体に係る経過的加算の平均額}) \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準（1・2級地）の区分ごとの家賃・地代の額}$$

- 3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 1.2$$

【千円未満切上げ】

$$(A) = (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額①の平均額} \times 0 / 3 \\ + \text{生活扶助基準（第1類）の基準額②の平均額} \times 3 / 3 \\ + (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額③の平均額} \times 0 / 3 \\ + \text{世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額} \times 3 / 3) \text{【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = (\text{生活扶助基準（第2類）の世帯人員ごとの基準額①} \times 0.855 \text{と生活扶助基準（第2類）} \\ \text{の世帯人員ごとの基準額②を比較していずれか高い方の基準額} + \text{世帯人数ごとの生活扶助} \\ \text{本体に係る経過的加算の平均額}) \text{【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} \text{【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準（1・2級地）の区分ごとの家賃・地代の額}$$

- 3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度における基準額の算定は、第5条第3項にかかわらず下記のとおりとする。

$$\text{基準額} = ((A) + (B) + (C) + (D)) \times 1.2$$

【千円未満切上げ】

$$(A) = (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額①の平均額} \times 0.3 \\ + \text{生活扶助基準（第1類）の基準額②の平均額} \times 3.3 \\ + (\text{生活扶助基準（第1類）の基準額③の平均額} \times 0.3 \\ + \text{世帯人数ごとの生活扶助本体に係る経過的加算の平均額} \times 3.3) \text{ 【円未満切上げ】} \\ \times \text{世帯員数}$$

$$(B) = (\text{生活扶助基準（第2類）の世帯人員ごとの基準額①} \times 0.855 \text{ と生活扶助基準（第2類）} \\ \text{の世帯人員ごとの基準額②を比較していずれか高い方の基準額} + \text{世帯人数ごとの生活扶助} \\ \text{本体に係る経過的加算の平均額}) \text{ 【円未満切上げ】}$$

$$(C) = \text{世帯人員別冬季加算} \times 5 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} \text{ 【円未満切上げ】}$$

$$(D) = \text{住宅扶助基準（1・2級地）の区分ごとの家賃・地代の額}$$

- 3 前項の例により算定した基準額が、平成25年度における基準額未満となる場合は、平成25年度における基準額を適用する。